## 令和6年度 沼津市中央公園再整備詳細設計他業務委託 公募仕様書

#### 1 業務の目的

本業務は、中央公園(以下、「本公園」という。)について、開園から約50年が経過し、施設の老朽化が目立つとともに「トイレの位置」や「南側広場との高低差」という課題があるため、市民が利用しやすい公園を再整備するために、公園の詳細設計他業務を委託するものである。

再整備に際し、本公園の立地的価値や沼津市中心市街地まちづくり戦略及びこれまで市全域で取り組んできたリノベーションまちづくり等における効果を最大限に発揮し、公園の利便性や魅力の向上を図るためには、民間のアイデアや活力を導入した公民連携による持続可能な維持・管理運営が必要となっている。そこで、再整備で既設のトイレ及び防災倉庫等をリニューアルするとともに、設置管理許可等を利用した民設民営による飲食店や売店等の便益施設の設置・運営を行い、公民連携による持続可能な公園を目指している。

### 2 設計条件

設計対象面積 : 約 6, 100 ㎡ 区域区分 : 市街化区域 用途地域 : 商業地域 防火・準防火地域: 準防火地域

その他: 都市公園法による建廠率の上限あり

民設民営による施設の設計及び施工は、事業者の負担により実施

全体工事費 : 283,000,000 円以内 (消費税及び地方消費税含む)

工事着手予定 : 令和7年度工事着手(年度內一部供用開始) 工事完了予定 : 令和8年度供用開始(年度內全部供用開始)

# 3 履行期間

契約日から令和7年3月28日(金)まで

## 4 業務内容

本業務は、本公園再整備の詳細設計を行うものであり、関係法令等を順守するとともに、本市の関連計画及び施策等との整合性を図り、次の内容について業務を行うものとする。

### (1) 公園再整備実施設計

- ①与条件の確認及び調査
  - ・与条件や基本計画等の把握と整理
  - ・適用設計条件や設計基準の確認
  - 関連機関との調整内容の確認

・現地細部確認調査(設計対象地中心) (敷地境界、既存物の状況など)

### ②実施設計の検討

- ・意匠性、芸術性、独自性に関する検討と設定
- ・安全性、機能性に関する検討と設定
- ・施工性、市場性に関する検討と設定
- ・維持管理性に関する検討と設定
- ・既存施設の保存、撤去、再利用に関する検討と設定
- ・目標工事費との調整

### ③実施設計図の作成

(縮尺 1/100~1/500、必要に応じて拡大平面図や各種系統別平面図を作成)

- ・実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- 割付平面図の作成
- ・造成平面図の作成
- ・施設平面図の作成
- 植栽平面図の作成
- ・撤去平面図の作成
- ・造成断面図の作成(縮尺 1/50~1/200) 必要に応じて園路縦断図や排水縦断図を作成
- ・各種施設の構造図の作成(縮尺 1/10~1/50) 必要に応じて図面特記事項を付記

### ④数量計算

- ・図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- ・実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

## ⑤概算工事費の算出

・提供された単価、又は見積り徴収による単価に基づいた工事費の算出

#### ⑥実施設計説明書の作成

・上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

### ⑦鳥瞰図の作成

・決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージの作成

#### ⑧照查

- ・基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ・成果品の内容の適正照査

#### ⑨打合せ

・業務の主要な区切りにおいて、監督員と行う打合せ

### (2) 撤去設計

- ①既存施設の現況把握
  - ・既存施設の劣化状況把握と評価、並びに現況図整理

#### ②撤去等方針の設定

・撤去、移設、補修活用等の方針設定、撤去物の分類、処分場の把握など

### ③撤去関係図の作成

・撤去する施設を示した平面図、数量算出のための詳細図、想定図、根拠図等の作成

## ④撤去等数量計算

・通常の数量算出に加えて、素材分類毎の搬出量、運搬距離等の算出

## (3) 建築実施設計

詳細については、別に定める「建築設計業務委託特記仕様書」による。

#### (4) 関係機関との協議資料作成

(1)、(2)、(3)において、監督員の指示に従い、業務遂行にあたり必要となる関係機関との協議資料の作成を行う。

### (5) 専門家 (ランドスケープアーキテクト等) の意見聴取支援

委託者が実施する専門家からの意見聴取について、聴取時に同席するとともに、監督 員の指示に基づき、資料作成の支援を行う。

#### 5 資料の提供等

本委託を進めるにあたっては、下記の計画との整合をとること。

- ・沼津市パークマネジメントプラン
- ・第2次沼津市緑の基本計画
- · 沼津市中央公園再整備基本方針
- 沼津市中央公園再整備基本計画
- ・利用実証トライアル業務中間報告書
- ・沼津市中心市街地まちづくり戦略
- ・沼津市まちなか居住促進計画
- ・沼津市リノベーションまちづくり推進ガイドライン
- ・沼津市リノベーションまちづくり旧国一南エリアビジョン
- ・その他関連計画及び報告書

## 6 成果品

成果品は次のとおりとする。

(1) 業務報告書

2部

(2) 上記作成のために収集した資料の電子データ

※電子データは Microsoft 製 Word 又は Excel で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。また、電子データは、CD-ROM 等に記録し、提出する。

### 7 実施体制

- (1) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資料等を予算の範囲内で調達すること。
- (2) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。
- (3) 受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければいけない。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な協議を行うとともに、業務の遂行に関して疑義が生じた場合には、その都度委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、委託者との打合せ協議について、業務着手時、中間時(3回)、納入時 に行うものとし、その他委託者の指示に従い、必要に応じて実施すること。

#### 8 留意点

(1) 業務の再委託について

業務の再委託について、専門的な知識や技術を要する業務などの第三者への委託は可能とするが、業務全体に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。また、再委託を行う場合は、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

(3) 委託業務実績報告書等の提出について

受託者は、委託業務終了後、委託業務実績報告書、本仕様書に定める成果品及び委託業務完了届出書を速やかに委託者へ提出しなければならない。

(4) 業務委託料の返還について

委託者は、受託者が事業の実施にあたり、本仕様書の事項に反していることが分かった場合、支払われた業務委託料の一部または全部を返還させることができる。

(5) 業務遂行上のトラブルについて

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、委託者、受託者双方の連携の上、 速やかに解決を図る。

#### 9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行す

るものとする。

- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法及びその関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。